

## 内部監査の実施状況について

（令和8年3月31日現在）

神奈川労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和7年10月7日 ～ 令和7年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・資金前渡官吏に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>出張旅費が発生した2名について、年度の切替により決裁未了となり、旅費の未払が生じた。 また、超過勤務関係では、超過勤務命令簿の記入誤りが確認された。 その他の監査項目では、概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>年度末に発生した旅費請求は、決裁の進捗状況を担当者間で共有し、また超過勤務関係は、作成書類の読み合わせに専念する時間を十分に設けることで再発防止に努める。</p> <p>内部監査の監査結果について各所属に周知し、軽微な事務処理誤りについても適正に処理するよう指示した。</p>
横浜南 労働基準監督署 他11署	令和7年11月6日 ～ 令和7年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>連続する8日以上病気休暇を取得したが、証明書類の添付がなかった。また、超過勤務命令簿の記入誤りによる超過勤務手当の支給漏れが確認されたほか、ICカード使用簿と公用外出簿の記載不整合等が確認された。 その他の監査項目では概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>病気休暇を連続して取得した場合は、適時必要書類を取得することとし、超過勤務関係は、作成書類の読み合わせに専念する時間を十分に設けることで再発防止に努める。 またICカード使用簿及び公用外出簿は、都度適切な記載と確認により再発防止に努める。</p> <p>内部監査の監査結果について各所属に周知し、軽微な事務処理誤りについても適正に処理するよう指示した。</p>
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	令和8年1月13日 ～ 令和8年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>超過勤務命令簿の記入誤りによる超過勤務手当の支給漏れが確認されたほか、ICカード使用簿と公用外出簿の記載不整合、官用車使用簿の不適切な取扱等が確認された。 その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>超過勤務関係は、作成書類の読み合わせに専念する時間を十分に設けることで再発防止に努める。 またICカード使用簿及び公用外出簿は、都度適切な記載と確認、官用車使用簿の適切な取扱の周知を徹底することにより再発防止に努める。</p> <p>内部監査の監査結果について各所属に周知し、軽微な事務処理誤りについても適正に処理するよう指示した。</p>